特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
9	介護保険に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長沼町は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	介護保険に関する事務では、事務の一部を外部委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結している。

評価実施機関名

北海道長沼町長

公表日

平成31年4月24日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	・介護保険法、その他の介護保険に関する法律及び条例に基づき、介護保険の被保険者資格、受給者管理、給付実績の管理及び介護保険料を賦課、徴収する事務を行う。また、納付額が賦課額より多い場合は超過額を還付、納付義務者からの納付がない場合や納付額が賦課額より少ない場合は督促を行った後、滞納整理を行う。 ・納付義務者等からの申請に基づき、保険料情報から納付証明書等を発行する。 介護保険に関する事務の適正かつ効率的な執行のため、介護保険法等及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。 ①申請書や届出書に関する確認 ②各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会 ③被保険者の資格記録の管理 ④被保険者の給付実績の管理 ⑤給付制限 ⑥保険料の算定、決定、変更に関する事務 ⑦保険料の徴収、収納、滞納整理に関する事務 ⑧年金保険者に対する特別徴収に関する事務 ⑨保険料の口座振替に関する事務
③システムの名称	介護保険システム、収納管理システム、統合宛名システム、申告支援システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
介護保険賦課情報ファイル、介護保険資格情報ファイル、収納管理情報ファイル、宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一（68の項）

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7項　別表第二　1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,87,90,93,94,95,117の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	長沼町税務住民課 長沼町保健福祉課
②所属長の役職名	税務住民課長 保健福祉課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	長沼町政策推進課　〒069-1392　北海道夕張郡長沼町中央北１丁目１番１号　0123-88-2111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	長沼町政策推進課　〒069-1392　北海道夕張郡長沼町中央北１丁目１番１号　0123-88-2111
９．規則第９条第２項の適用	**[　　]適用した**
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[ ]委託しない	
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）	[ ]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には本人からのマイナンバー取得の徹底、住基ネット照会を行う際には4情報又は3情報による照会を行うところを厳守している。また、必ず複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	評価実施機関における担当部署_所属長	税務住民課長　尾西正徳 保健福祉課長　奥塚美智代	税務住民課長　矢埜敏博 保健福祉課長　森下豊和	事後	
平成30年4月1日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	長沼町総務政策課	長沼町政策推進課	事後	
平成30年4月1日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	長沼町総務政策課	長沼町政策推進課	事後	
平成30年4月1日	Ⅱしきい値判断項目1．対象人数	平成27年1月1日 時点	平成30年1月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	Ⅱしきい値判断項目2．取扱者数	平成27年1月1日 時点	平成30年1月1日 時点	事後	
平成31年4月24日	Ⅳ　リスク対策	-	Ⅳ　リスク対策	事後	様式変更によりリスク対策を追加
令和7年12月2日	Ⅳ-8人手を介在させる作業		十分である	事後	
令和7年12月2日	Ⅳ-11最も優先度が高いと考えられる対策		権限のない者によって不正に利用されるリスクへの対策	事後	
令和7年12月2日	Ⅱしきい値判断項目1．対象人数	平成30年1月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年12月2日	Ⅱしきい値判断項目2．取扱者数	平成30年1月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	